

## 国民健康保険被保険者証 (兼高齢受給者証)の更新時期です！

7月末までに郵送で新しい被保険者証をお送りします。

皆さんが使用中の被保険者証の有効期限は、令和元年7月31日(被保険者証上の表記が平成31年7月31日の方もいます)となっています。8月1日からは、新しく送付された被保険者証をお使いください。

被保険者証は、皆さんが保険に加入していることを証明するものです。お医者さんにかかるときは必ず提示してください。紛失や破損してしまった場合には再交付の手続きをしましょう。



### ■被保険者証の有効期限が短くなる場合があります

保険税(料)に滞納があると、通常よりも有効期限の短い「短期被保険者証」に切り替わります。納付がさらに滞ると、被保険者証ではなく「資格証明書」が交付され、医療費の全額を一時的に自己負担していただくこととなります。至急、納付をお願いいたします。

なお、事情により納付が困難な場合には、相談も受け付けていますので、できるだけお早めにご連絡ください。

### ■医療費が高額になる場合には

同一月内に同一医療機関に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額が支給されます。また、事前に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を町に申請し、医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

詳しくは、住民課国保年金係までご相談ください。

なお、現在お持ちの方で国民健康保険の場合は、令和元(平成31)年7月31日で有効期限が切れます。8月以降も認定証が必要な方は8月以降に住民課窓口にて申請をしてください。なお、認定証は申請のあった月の初日より適用されます。

●要件=保険税(料)の滞納がないこと

●申請に必要なもの=被保険者証、印かん

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9 1 3 4

## 国民年金「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▶受付=7月1日(月)～

▶免除承認期間=令和元年7月～令和2年6月分

▶必要なもの=印かん、マイナンバーがわかるもの、代理申請の場合は代理の方の運転免許証など、離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9 1 3 4

宇都宮西年金事務所 ☎ 028(622)4281

# 介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税 納付方法と通知書発送のお知らせ

## ○納付方法

<b>特別徴収</b>	年金の定期払いから天引きされます。特別徴収開始通知書を9月中旬頃に送付します。
<b>普通徴収</b>	納付書または口座振替による納付です。通知書を7月中旬頃に送付します。 (年度途中で資格取得した方など特別徴収の要件に該当しない方)

※普通徴収から特別徴収に変わる場合は10月から切り替わります。

前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。



### ◆介護保険料

65歳以上の方は介護保険料を町に納めます。住民税の課税状況などにより、保険料が決まります。

#### 特別徴収になる方：

対象の年金の年間受給額が18万円以上の方（公的年金収入総額と異なる場合もあります）  
※納め方（特別徴収か普通徴収）を個人で選ぶことはできません。

### ◆後期高齢者医療保険料

75歳（一部65歳）以上の方が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

#### 特別徴収になる方：

介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない方。

### ◆国民健康保険税

自営業や会社を辞めた方などが加入します。納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、納税通知書は世帯主に届きます。

#### 特別徴収になる方：

次のすべてにあてはまる方  
・世帯主が国民健康保険に加入している  
・世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳以上75歳未満の方  
・介護保険料が特別徴収されていて、介護保険料と国民健康保険税を合算した額が年金受給額の2分の1を超えない  
※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収になります。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56 9 1 2 2

## 介護保険料の軽減強化について

介護保険料の所得段階が第1～3段階までの方の介護保険料が変更となります。

※第4段階以上の所得段階の方は対象外となります。

所得段階	対象者	保険料年額	
		平成30年度	令和元年度
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	33,700円	28,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	52,500円	43,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	56,200円	54,400円

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56 9 1 2 2